

## 準天頂衛星開発利用検討ワーキンググループの設置について(案)

### 1. 設置の目的

「当面の宇宙政策の推進について」(平成 22 年 8 月 27 日宇宙開発戦略本部決定)に基づき、我が国測位衛星システムの整備について、利用の在り方を含めた事業計画策定に係る専門的な調査検討を行うため、準天頂衛星開発利用検討ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

### 2. 検討事項

ワーキンググループの検討事項は以下の通りとする。

- (1)GPS等他国の測位衛星に依存する場合のリスク分析と対応
- (2)我が国測位衛星システムの公的利用や民間サービス等の政策的な評価
- (3)国際展開の在り方
- (4)我が国測位衛星システムの構成の在り方
- (5)我が国測位衛星システムの推進体制及び費用負担の在り方
- (6)その他、我が国測位衛星システムの事業計画や概念策定に係る事項

なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じ、関係者の出席を得て、検討を進めることとする。

### 3. 構成員

ワーキンググループの構成員は、宇宙開発戦略専門調査会座長(以下「座長」という。)が委嘱(当該構成員が宇宙開発戦略専門調査会の委員の場合にあっては、座長が指名)する。また、ワーキンググループに主査を置く。主査は、当該ワーキンググループの構成員のうちから、座長が指名する。

### 4. 庶務

ワーキンググループの庶務は、内閣官房において処理する。

### 5. その他

前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、主査が定める。

(別添)

準天頂衛星開発利用検討ワーキンググループ 構成員 (案)

芦邊 洋司 株式会社日立コンサルティング 代表取締役 取締役社長

坂下 哲也 財団法人日本情報処理開発協会  
電子情報利活用推進センター 副センター長

柴崎 亮介 東京大学空間情報科学研究センター教授

清水 基夫 日本工業大学専門職大学院技術経営研究科教授

鈴木 一人 北海道大学公共政策大学院准教授

続橋 聡 社団法人日本経済団体連合会産業技術本部長

(五十音順、敬称略)

(任期:平成22年12月20日～平成24年12月9日)

## 準天頂衛星に係る検討体制と今後の予定について

### 1. 検討体制

(1) 準天頂衛星に関するプロジェクトチーム（政務官 PT）

【別添参照】

- 準天頂衛星 2 号機以降の開発への移行に関する方針等、準天頂衛星の開発及び利用に関する重要事項の検討を行うため、宇宙開発戦略本部に、準天頂衛星に関するプロジェクトチームを置く。
- 事務局は、内閣官房宇宙開発戦略本部事務局が務める。

(2) 準天頂衛星開発利用検討ワーキンググループ（専門家 WG）

- 準天頂衛星の事業計画策定に係る専門的な調査検討を行うため、宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会の下に、「準天頂衛星開発利用検討ワーキンググループ」を設置する。
- 本ワーキンググループにおいて、関係各府省の事務レベルでのヒアリングを適宜実施する。

### 2. これまでの取り組み及び今後の予定

(1) 準天頂衛星初号機（「みちびき」）に関する今後の予定

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 平成 22 年 9 月 1 日   | 打上げ          |
| 平成 22 年 10 月～12 月 | 初期機能確認       |
| 平成 22 年 1 2 月～    | 技術実証・利用実証 開始 |

(2) 準天頂衛星 2 号機以降の開発利用計画の検討の経緯及び今後の進め方

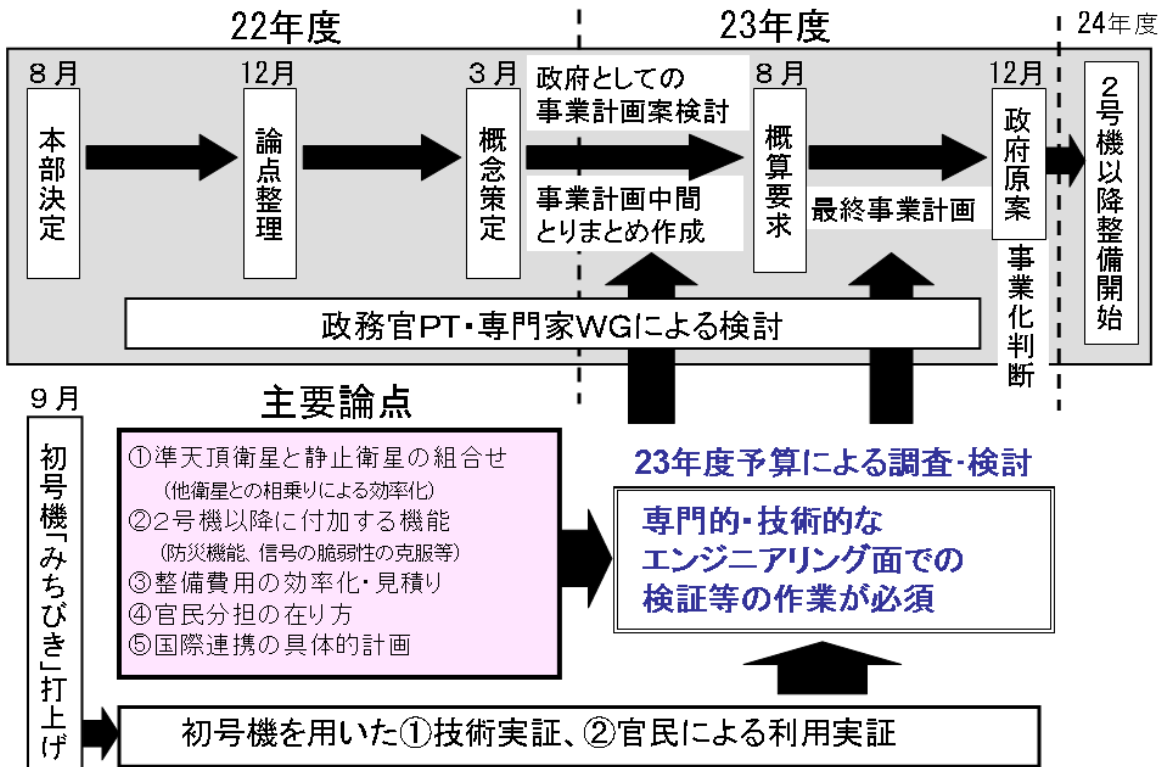
○これまで、政務官 PT 及び内閣官房において、以下のような取り組みを実施。

|              |   |
|--------------|---|
| 平成 22 年 8 月  | 宇宙開発戦略本部において、政務官 PT や専門家 WG の設置等検討体制の整備を決定  |
| 平成 22 年 8 月  | 内閣官房宇宙開発戦略本部事務局が、平成 23 年度概算要求の特別枠で、「準天頂衛星システム事業計画策定費」を要求                            |
| 平成 22 年 9 月  | 政務官 PT 第 1 回会合において、準天頂衛星に係る検討課題と今後の進め方を決定   |
| 平成 22 年 11 月 | 政務官 PT 第 3 回会合において、我が国が整備することとした場合の準天頂衛星を中核とする測位衛星システム（以下、「我が国の測位衛星システム」という。）の論点を整理 |

○今後の進め方

- 平成 22 年 12 月 宇宙開発戦略本部の宇宙開発戦略専門調査会に専門家 WG を設置予定。
- 平成 23 年 3 月 我が国の測位衛星システムの概念策定
- 平成 23 年 8 月 我が国の測位衛星システムの事業計画に関する中間取りまとめ
- 平成 23 年 8 月末 平成 24 年度概算要求の是非の判断
- 平成 23 年 12 月 我が国の測位衛星システムの事業計画の策定
- 平成 23 年 12 月末 平成 24 年度予算措置の是非に関する判断（事業化最終判断）

### 準天頂衛星に係る今後の政府の対応



準天頂衛星に関するプロジェクトチームの設置について

〔平成22年8月27日  
宇宙開発戦略本部長決定〕

1. 準天頂衛星2号機以降の開発への移行に関する方針等、準天頂衛星の開発及び利用に関する重要事項の検討を行うため、宇宙開発戦略本部に、準天頂衛星に関するプロジェクトチーム(以下、「プロジェクトチーム」という)を置く。
2. プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。

|    |                  |
|----|------------------|
| 座長 | 内閣府大臣政務官(宇宙開発担当) |
| 委員 | 内閣府大臣政務官(防災担当)   |
|    | 総務大臣政務官          |
|    | 文部科学大臣政務官        |
|    | 農林水産大臣政務官        |
|    | 経済産業大臣政務官        |
|    | 国土交通大臣政務官        |
|    | 防衛大臣政務官          |
|    | 警察庁次長            |
3. 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の大臣政務官の出席を求めることができる。
4. 座長は、必要があると認めるときは、委員のうちから座長代理を指名することができる。
5. 座長は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。
6. プロジェクトチームに幹事を置く。幹事は、座長並びに総務省、文部科学省、経済産業省及び国土交通省の大臣政務官とする。
7. 前各項に掲げるもののほか、プロジェクトチームの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。